

昭和六年四月廿日、人夫が待過改善を以て会社
 側への対応、要求書が提出され、其の理由は、古名
 石炭商場人夫が最近荷不足に悩まされ、依
 荷場力増大に因り、月収二十円が足りず、
 畢竟入荷の遅れに人夫の過剰の起因する
 ため、組合側の於て者へ、相違の解り此年
 會社側より賃金の上昇、強硬に能く持
 五月廿三日、要求書が提出され、其の結果、
 廿四日、別紙の条件で以て解決す。
 要する所、
 一、生活保障、件(一)月五十四未満、収入は補給
 二、特別年給制定、

三、雨天、従業員、場合、五割増
 四、普通退職年給、一般、並
 解決事項、

一、一月、社員名、四十四、世帯持主、一、四十五、月
 保証

二、常務中、従業員、五〇名中、一、五名退
 職、セシム

三、雨天、元、荷、降、時、状況、悪、日給
 五割増

四、特別年給、別表、通、今、四、限、支、給、す、

五、善角、退職、年、給、八、般、頭、場、合、準、入、
 六、台、傷、年、給、社員、名、一、日、二、十、銭、世、帯、持